野々市市御経塚遺跡出土土器の文様の使用に関する取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、御経塚遺跡から出土した土器の文様（以下「文様」という。）の適正な活用を図るため、文様を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用できる者）

第２条　何人も、使用目的又は使用方法が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、文様を使用することができる。

（１）野々市市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。

（２）法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

（３）特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているように誤解させ、又は誤解させるおそれがあるとき。

（４）その他その使用が不適当と認めるとき。

　（使用料）

第３条　文様の使用料は、無料とする。

（使用承認申請等）

第４条　営利を目的として文様を使用しようとする者は、あらかじめ、文様使用承認申請書（別記様式第１号）により市長に申請しなければならない。

２　前項の申請書には、文様の使用目的及び使用方法を確認することができるものを添付しなければならない。

３　市長は、第１項の規定による申請があった場合は、文様の使用目的又は使用方法が第２条各号のいずれかに該当するときを除き、文様の使用を承認するものとし、その旨を文様使用（変更）承認通知書（別記様式第２号）により申請者に通知する。

（使用承認期間）

第５条　文様の使用を承認することができる期間は、使用を開始する日からその日の属する年度の翌年度の末日までの範囲内とする。

２　前項の期間は、これを更新することができる。この場合において、使用承認期間は、同項の規定による。

３　前項の規定により、使用期間を更新しようとする場合において、使用者は、期間満了の７日前までに文様使用（更新）承認申請書により市長に申請しなければならない。

（使用上の遵守事項）

第６条　文様を使用する者は、文様のデザインの改変をしてはならない。

２　第４条第３項の規定による承認（以下「使用承認」という。）を受けた者は、前項に規定する事項に加え、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）使用承認（第８条第３項の規定による変更の承認を含む。次号において同じ。）を受けた使用目的及び使用方法以外に使用しないこと。

（２）使用承認を受けた使用期間が経過した場合は、直ちに文様の使用を取り止めること。

（３）文様を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

（４）文様を使用する物件に「Okyozuka　Design　ナンバー」を明記すること。

（権利の設定の禁止）

第７条　何人も、文様に関して、意匠法（昭和34年法律第125号）第６条第１項の規定による意匠登録の出願及び商標法（昭和34年法律第127号）第５条第１項の規定による商標登録の出願をしてはならない。

（変更承認申請等）

第８条　使用承認を受けた者は、文様の使用目的、使用方法又は使用期間を変更しようとするときは、あらかじめ、文様使用変更承認申請書（別記様式第３号）により市長に申請しなければならない。

２　前項の変更申請書には、変更後の文様の使用目的及び使用方法を確認することができるものを添付しなければならない。

３　市長は、第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更を承認したときは、文様使用（変更）承認通知書により申請者に通知する。

（報告）

第９条　使用承認を受けた者は、文様の使用期間が１年を経過するごと（使用期間が１年に満たない場合にあっては、当該使用期間の終了後）に、文様の使用状況を文様使用商品等販売状況報告書（別記様式第４号）により市長に報告しなければならない。

（違反等に対する取扱い）

第10条　市長は、文様を使用する者（使用承認を受けた者を除く。）が第６条第１項に定める事項を遵守しなかったとき、その他この要綱の規定に違反したときは、文様の使用の差止めの請求又は文様の使用に関し必要な指示等（以下「差止請求等」という。）を行う。この場合において、差止請求等を受けた者は、直ちに当該差止請求等に従わなければならない。

２　市長は、使用承認を受けた者が第６条第１項又は第２項に定める事項を遵守しなかったとき、その他この要綱の規定に違反したときは、当該使用承認を取り消す。この場合において、使用承認を取り消された者は、直ちに文様の使用を取り止めなければならない。

３　市長は、第１項の差止請求等又は前項の規定による使用承認の取消しにより文様の使用者又は第三者に損害が生じたときであっても、その賠償の責任を負わない。

（争論等の解決）

第11条　文様の使用に関し、争論又は争訟が生じたときは、文様を使用する者の責任において解決しなければならない。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　この要綱は、平成30年３月23日から施行する。